

定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧

令和元年11月1日

	用途	規模 又は 階 いずれかに該当するもの	用途 コード	報告時期
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	・地階 ・F ≥ 3階 ・A > 200㎡ ・主階が1階にないもので A > 100㎡(※) ※ A ≤ 200㎡の場合、階数が3以上のものに限る。	11	毎年報告
	観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂又は集会場	・地階 ・F ≥ 3階 ・A > 200㎡(※) ※ 平屋建てで集会場で客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く。	12	
	旅館又はホテル	F ≥ 3階 かつ A > 2000㎡	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F ≥ 3階 かつ A > 3000㎡	14	
	地下街	A > 1500㎡	15	
	児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 300㎡(※) ※ 平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く。	21	3年毎の報告
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 ・F ≥ 3階 ・A ≥ 300㎡(2階部分) ・A > 300㎡(※) ※ 平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く。		
	旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 2000㎡	22	
	学校、学校に附属する体育館	・F ≥ 3階 ・A > 2000㎡	23	
	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A ≥ 2000㎡	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード 34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F ≥ 5階 かつ A > 1000㎡	28	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 ・F ≥ 3階 ・A ≥ 500㎡(2階部分) ・A > 500㎡	31	3年毎の報告
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・F ≥ 3階 ・A > 500㎡	32	
	複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 500㎡	33	
	事務所その他これに類するもの	5階建て以上で、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち F ≥ 3階 かつ A > 1000㎡	34	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを除く。)	F ≥ 5階 かつ A > 1000㎡	40	3年毎の報告	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 ・F ≥ 3階 ・A ≥ 300㎡(2階部分)	41		
防火設備	随時閉鎖又は作動できるもの。(防火ダンパーを除く。)	上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの	—	毎年報告
		A > 200㎡ かつ 病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	29	
		A > 200㎡ かつ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途	49	
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く。)	上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの		毎年報告
	排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの)			
	非常用の照明装置			
	給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)			
昇降機等	エレベーター	労働安全衛生法の性能検査を受けているもの及びホームエレベーターを除く全てのエレベーター		毎年報告 (遊戯施設等は6カ月ごとに報告)
	エスカレーター	全てのエスカレーター		
	小荷物専用昇降機	テーブルタイプを除く全ての小荷物専用昇降機		
	遊戯施設等	全ての遊戯施設等		

(注意)

- F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。ただし、A ≤ 200㎡の場合、階数が3以上のものに限ります。
- Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。
- 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- 用途・規模等、初回免除の考え方等については建築課建築防災係設備担当までお問い合わせください。